

会 議 録（要旨）

会議の名称	令和5年度第1回茨木市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和5年8月1日（火） 午後 2時00分 開会 午後 4時00分 閉会
開催場所	茨木市福祉文化会館2階 203号室
出席者	[委員] 村上 亨 花田 眞理子 加賀 有津子 田中 正人 梅宮 典子 柳原 崇男 【6人】
欠席者	なし
事務局職員	松本産業環境部長、河原商工労政課長、 渡口商工労政課総務係長、松原商工労政課職員 【4人】
開催形態	公開
議題（案件）	(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について 「（仮称）ニトリ茨木南目垣店」（新設） 「茨木ショッピングタウン（イオン新茨木店）」（変更） (2) その他
配布資料	(1) 審議案件の概要（（仮称）ニトリ茨木南目垣店） (2) 審議案件説明資料（（仮称）ニトリ茨木南目垣店） (3) 審議案件の概要（茨木ショッピングタウン（イオン新茨木店）） (4) 審議案件説明資料（茨木ショッピングタウン（イオン新茨木店））

議事の経過

1 開会あいさつ

事務局：開会のあいさつ

2 委員及び事務局職員紹介

事務局：各委員及び事務局職員の紹介

3 会議の公開について

事務局：会議の公開について説明及び傍聴希望者の報告。

⇒昨年度の審議会で決定したとおり、審議会は原則公開とし、非公開事項該当案件が発生した場合はその都度審議を行うこととし、今回の審議案件については公開とすることについて、各委員了承。

※事務局：以降の議事進行を会長に依頼

4 本審議会への設置者の出席について

会長：今回の審議において設置者に出席を求め、現状の説明を聞くことについて提案。

⇒設置者に出席を求めることについて、各委員了承。

※設置者入室

5 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について（（仮称）ニトリ茨木南目垣店）

事務局：届出内容について説明。

① 設置者に対する質疑

○各委員の質問は次のとおり。

(1) 今後他店が出店した際に考えられる交通量の増加への対応について。

(2) 区画道路側の出入口の左折退場について。

(3) 緑地の具体的な計画について。

(4) 府道側出入口の反対車線からの右折入場について。

(5) 環境に配慮した施設計画について。

(6) エネルギーを地産地消するような試みについて。

(7) 出店するにあたって市からの地区計画に基づく要望について。

(8) 駐車場内の出入り口の誘導について。

(9) 区画整理事業でコンセプトを持った街づくりをする中で、今回の店舗と他のニトリの店舗との違いについて。

(10) 今後大規模店舗が出店した際の他店舗への移動手段について。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

(1) 区画道路から南側に抜けた先は幅員の狭い道路となっているため、府道側からの出入りが交通誘導のポイントとなっている。しかし、今後他店の交通計画により、ニトリの計画も西側の乗り入れの扱いが変わることが考えられる。交通量の大小によって駐車場の運営や前面道路の交通安全を担保するための方策等状況を見ながら検討していく。

(2) 退店時は府道側への出庫を前提としている。今後他店の出店等により区画道路の交通量が増えることが考えられるため、交通量の少ない側を活用した往来ができるよう区画道路側への左折出庫について運用を検討していく。

(3) 緑地については府条例・市条例に従って計画している。枯葉があまり落ちない低木・中木がメインとなる。また壁面緑化については、今回は緑化面積として認められないため計画はしていない。屋上の緑化についても同様である。

(4) 反対車線からの右折入庫はできない。

(5) 照明はLEDライトを使う予定。設備ではなく商品の方に力を入れており、ペットボトルを再利用したカーテン等を使っている。会社として一時的に環境負荷を減らすのではなく継続できるというのが大事だと考えている。

(6) 全社的にソーラーパネル設置の検討はしてはいるが、今回の出店に関しては現在の段階ではしていない。

(7) 都市計画を作成した際の整備水準や最低限の建築に際しての要件を遵守するよう要望があった。また、開発にあたり地区計画で定められた緑化基準指針や建築・開発関係の要件を定めたものを遵守するようにと意見があり、その部分についてはクリアしている。また、エリア全体として交通計画では周辺の出店者と取り決め等はないが、同じ区画整理事業内で順次出店していく中で、その区域内の企業体として調整を図っていく予定である。

(8) 駐車場内のサイン（標識）で誘導するよう調整する。別の出入口に割り振る場合も誘導のサインを変更することを検討する。

(9) 特段今回の店舗について他のニトリの店舗と変更する予定はない。

(10) 車で移動される方がほとんどではと予想している。

②答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

事務局：検討結果の提示。

・市の意見はなし。

委員：事務局の提案どおりで異議なし。

③総括

本件については市の意見はなし。

6 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について（茨木ショッピングタウン（イオン新茨木店））

事務局：届出内容について説明。

① 設置者に対する質疑

○各委員の質問は次のとおり。

- (1) 駐車場の利用実績のデータの根拠について。
- (2) 今回基準にした日について。
- (3) 騒音予測で環境基準値に近い予測結果地点があることについて。
- (4) 第2駐車場の利用実績について。
- (5) 駐車場の減少により、今後利用実績以上の駐車が必要となった場合について。
- (6) 駐輪場について。
- (7) 大雨、洪水に備えた軽減に関する措置の具体的な検討点について。
- (8) 第2駐車場を廃止したあとの利用について。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

- (1) 事務局の方にはコロナの影響があったため、コロナ前のデータを使用した具体的な調査結果を提出した。1年のうち1日当たりの最大滞留台数を出している。
- (2) 年間を通して来客が突出して多い日というのはないが、20日と30日にお客様感謝デーを開催しているため、来客が多い。さらに日曜日と重なる日や年末、夏休み最後の日曜日に重なった日が上位にくるという状況である。
- (3) 騒音予測については、全ての設備機器が同時に稼働し、車も予測される最大音という予測条件で予測している。現実的にすべての設備機器がフル稼働になることはほとんどないので、現時点では余裕があると考えている。
- (4) これまでの実績における最大の駐車滞留台数は36台である。
- (5) 第1駐車場に従業員用として十数台分余力がある。来店数が多い日はオペレーションを含めて様子を見ながら柔軟に対応する。
- (6) 店舗の北側に大きな駐輪場があり、余力がある。入口付近に駐輪される方が多いため交通警備員を増やして誘導するという対応をしている。
- (7) 現在は、土嚢の準備、災害発生前に営業時間等のアナウンスを実施している。今後、更なる対応を含め検討を行う。
- (8) 今後の土地活用は、土地所有者が検討、決定する。要望事項等については、確実に伝える。

⇒以上をもって設置者に対する質疑は終了。設置者退室。

② 答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

事務局：検討結果の提示。

・市の意見はなし。

委員：事務局の提案どおりで異議なし。

③総括

本件については市の意見はなし。